

債務保証契約書第10条の2に基づく拠出金請求要領一部改正新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改正	現行	改正理由
<p>債務保証契約書第10条の2に基づく拠出金請求要領</p> <p>平成14年11月26日制定 平成15年10月9日改正 平成19年10月17日改正 平成19年10月17日改正 平成22年5月14日改正 平成23年4月1日改正 平成24年9月6日改正 平成25年4月1日改正 平成25年9月17日改正 平成29年7月31日改正 令和元年10月1日改正 令和5年4月1日改正 <u>令和7年4月1日改正</u></p> <p>岩手県農業信用基金協会（以下「甲」という。）と融資機関（以下「乙」という。）とが締結した債務保証契約書第10条の2の実施については、この要領により行う。</p> <p>1 拠出金計算の対象 乙の貸付けに係る次に掲げる資金であって、甲の保証引受に係るものの代位弁済とする。 (1) (省略) (2) 金融公庫転貸資金、農業経営改善促進資金、農業経営負担軽減支援資金、大家畜経営改善支援資金、養豚経営改善支援資金、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、<u>酪農・肉用牛担い手緊急支援資金</u>、畜産経営維持緊急支援資金及び畜産経営体質強化支援資金（平成15年11月4日以降の保証引受に係るものに限る。） (3) (省略) 2～4 (省略)</p> <p>附則 この要領の改正は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>債務保証契約書第10条の2に基づく拠出金請求要領</p> <p>平成14年11月26日制定 平成15年10月9日改正 平成19年10月17日改正 平成19年10月17日改正 平成22年5月14日改正 平成23年4月1日改正 平成24年9月6日改正 平成25年4月1日改正 平成25年9月17日改正 平成29年7月31日改正 令和元年10月1日改正 令和5年4月1日改正</p> <p>岩手県農業信用基金協会（以下「甲」という。）と融資機関（以下「乙」という。）とが締結した債務保証契約書第10条の2の実施については、この要領により行う。</p> <p>1 拠出金計算の対象 乙の貸付けに係る次に掲げる資金であって、甲の保証引受に係るものの代位弁済とする。 (1) (省略) (2) 金融公庫転貸資金、農業経営改善促進資金、農業経営負担軽減支援資金、大家畜経営改善支援資金、養豚経営改善支援資金、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、<u>(追加)</u>、畜産経営維持緊急支援資金及び畜産経営体質強化支援資金（平成15年11月4日以降の保証引受に係るものに限る。） (3) (省略) 2～4 (省略)</p> <p>附則 この要領の改正は、<u>令和5年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の追加</p>